

○北本市子どもの権利に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定するこれと等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が18歳で、子ども関係施設に入所し、通所し、又は通学する者をいう。

(きたもと子ども会議)

第3条 条例第17条第1項に規定するきたもと子ども会議（以下「子ども会議」という。）の委員は、市長が任命する。

2 市長は、子ども会議の委員の候補者を公募するものとする。

3 子ども会議の委員は、議長の選出の方法、議事の進行の方法、採決の方法、意見の提出の方法及び意見をまとめ市長その他の執行機関に提出するための方法を定めるものとする。

4 子ども会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

5 この条に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、子ども会議の委員が協議して定める。

(代表擁護委員)

第4条 北本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定める。

2 代表擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 次条に規定する擁護委員会会議の招集、議事運営等に関すること。

(2) 擁護委員相互の連絡調整に関すること。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ次条に規定する擁護委員会会議で定める擁護委員が、その職務を代理する。

(擁護委員会会議)

第5条 次の事項を処理するため、擁護委員会会議を設置する。

(1) 条例第22条に規定する職務の調整等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、擁護委員が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、擁護委員会会議に関し必要な事項は、擁護委員が協議して定める。

(口頭による申立ての手続)

第6条 擁護委員又は条例第34条に規定する相談員は、口頭による救済の申立てを受けた場合は、口頭による救済に係る記録を作成しなければならない。

(身分証明証の提示)

第7条 条例第27条第4項又は第5項に規定する説明要求等は、擁護委員が行うも

のとし、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

2 相談員は、前項に規定する説明要求等を行う擁護委員の補佐をするときは、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

(活動状況の報告)

第8条 条例第33条に規定する報告は、次の事項に関し、一の擁護委員につき、報告書その他これに類する書類を作成し、市長に報告するものとする。

- (1) 擁護委員が受け付けた相談及び申立てに関する概要
- (2) 擁護委員が実施した調査に関する概要
- (3) 擁護委員が実施した助言その他の援助、調整、是正等の勧告又は要請の概要及び措置等の報告に関する概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会議において市長に報告することが必要と認められること。

(北本市子どもの権利委員会の委員長及び副委員長)

第9条 北本市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の委員)

第10条 条例第36条第3項に規定する人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学の教員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(公表)

第12条 条例第31条第3項、第33条、第35条第3項及び第38条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(通知等の方法の特例)

第13条 擁護委員は、申立人から希望があった場合であって、擁護委員が適切と認めたときは、この規則に定める様式によらないで通知等を行うことができる。

(文書等の様式)

第14条 条例の施行のため必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。